

香川県ホームページ広告事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、香川県ホームページにおける広告事業（以下「事業」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 香川県ホームページ 香川県（以下「県」という。）が管理するホームページをいう。
- (2) 広告 文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページに最終的にリンクする機能を有するものを含む。

(広告の表示場所)

第3条 広告は、県ホームページに表示するものとし、広告を表示する位置及び枠数は、県が別に定める。

(広告の対象範囲等)

第4条 県ホームページに広告を表示することができる範囲は、香川県広告事業実施要綱、香川県広告事業実施基準の規定を適用するものとする。なお、広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容についても同様とする。

(広告の種類、規格等)

第5条 広告について、次の各号に掲げる事項は、県が別に定める。

- (1) 広告の種類
- (2) 広告の規格
- (3) 広告の禁止表現
- (4) 広告の制限事項

(事業の実施期間)

第6条 事業の実施期間は1年以内とし、別に定める。

(募集)

第7条 事業において広告を表示できる者（以下「広告取扱業者」という。）は、広告代理店とし、公募により選定する。

2 前条のほか前項の公募に関し必要となる事項は、別に定める。

第8条 削除

第9条 削除

(契約の締結)

第10条 前条により決定された広告取扱業者は、香川県ホームページ広告事業に関する契約（以下「契約」という）を締結するものとする。

(広告表示の申込み等)

第11条 広告主は、広告取扱業者に対し広告表示の申込み等を行うものとする。また、表示中の広告の内容の大幅な追加・変更を行う場合も同様とする。

(広告の表示期間)

第12条 広告を表示する期間は、原則として1か月単位とし、複数月の広告表示の申込みがあった場合は、その表示期間を複数月とすることができる。

2 広告を表示する開始日(以下「広告表示開始日」という。)は、原則として当該広告を表示する月の初日とする。

3 広告を表示する終了日(以下「広告表示終了日」という。)は、原則として当該広告を表示する月の最終日とする。

4 前2項の規定にかかわらず、広告表示開始日及び広告表示終了日が日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に基づく休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合は、県が別に定める。

(広告表示の優先順位)

第13条 広告取扱業者は、第11条の規定により申込みがあった場合は、第4条及び第5条の規定に基づき審査し、県のホームページという性格上、地域性、公共性の高い広告表示を優先させるものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第14条 広告原稿は、広告主又は広告取扱業者が第4条及び第5条の規定に基づき作成するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主又は広告取扱業者が負担するものとする。

3 広告取扱業者は、作成した広告原稿を、当該広告表示開始日から起算して10日前の日までに、県が指定した場所に提出するものとする。

4 知事は、前項の規定により提出された広告原稿の内容等が第4条及び第5条の規定に反していないことについて審査を行い、承認したものを表示するものとする。

(広告表示の方法)

第15条 知事は、前条の規定により提出され、承認を受けた広告原稿を、原則として広告表示開始日の前日の午後1時から午後5時までの間に表示するものとする。

2 知事は、第1項の規定により表示した広告を、原則として広告表示終了日の午後1時から午後5時までの間に取り除くものとする。

(広告内容等の修正等の指示)

第16条 知事は、広告の内容等が第4条又は第5条の規定に反すると判断したときは、いつでも、広告取扱事業者に対して広告の内容等の修正等を指示することができる。

2 広告取扱業者は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告内容等の変更)

第17条 広告取扱業者は、事業の実施期間内において、広告の内容等を原則として月単位で変更することができるものとする。

- 2 広告取扱業者は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、知事にあらかじめ協議するものとし、第14条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。
- 3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第16条の規定を準用する。

(広告表示の取消し)

第18条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の表示を取り消すことができる。

- (1) 第4条又は第5条の規定に反すると判断したとき。
- (2) その他、広告事業を継続することが適切でないときと知事が判断したとき。

(広告表示の取下げ)

第19条 広告取扱業者は、自己の都合により、広告の表示を取り下げることができる。

- 2 広告取扱業者は、前項の規定により広告表示を取り下げるときは、書面により知事に申し出なければならない。

(リンク先の変更)

第20条 広告取扱業者は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して10日前までに知事に届け出るものとする。

(広告取扱業者の責務)

第21条 広告取扱業者は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告表示に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告取扱業者は、広告の表示により、第三者に損害を与えた場合は、広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第22条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告取扱業者双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第23条 この要領に定めるもののほか、事業に関して必要な事項は、知事公室長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年10月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年1月31日から施行し、平成19年度事業から適用するものとし、平成18年度事業については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成20年2月1日から施行し、平成20年度事業から適用するものとし、平成19年度事業については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和2年7月17日から施行する。